

やまと芸術文化ホール条例

(趣旨)

第1条 この条例は、芸術文化ホールの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 大和市文化芸術振興条例（平成21年大和市条例第26号）第2条に規定する基本理念にのっとり、本市の文化芸術を振興するため、芸術文化ホールを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やまと芸術文化ホール
- (2) 位置 大和市大和南一丁目8番1号

(事業)

第3条 芸術文化ホールは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文化芸術に関する公演、講座、館外活動等の企画及び実施に関すること。
- (2) 文化芸術に関する公演等のための施設の提供に関すること。
- (3) 文化芸術に関する情報の収集、提供その他支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、芸術文化ホールの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 芸術文化ホールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号。次条において「文化創造拠点条例」という。）で定める。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 芸術文化ホールの利用の承認に関する業務
- (3) 芸術文化ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 芸術文化ホールの施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の維持及び修繕

に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化ホールの管理上、市長が必要と認める業務

- 2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

(開館時間)

第6条 芸術文化ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、芸術文化ホールの駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）に自動車、自転車等を入場させ、又は駐車場等から自動車、自転車等を出場させることができる時間（以下「入出場可能時間」という。）は、午前8時15分から午後10時30分までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間及び入出場可能時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 芸術文化ホールの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、駐車場等の休館日は、1月1日及び12月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、ホール施設又はギャラリー施設を利用しようとするときは、規則に定める期間内に、利用計画書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、芸術文化ホールの管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 指定管理者は、施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。

(3) 葬儀、告別式等に利用するとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化ホールの管理上支障があると認めたとき。

(利用の取消し又は変更の承認)

第10条 第8条第1項の規定により利用の承認を受けた者が、当該承認を受けた事項を取り消し、又は変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による利用の変更の承認については、第8条第2項及び第3項並びに前条の規定を準用する。

(利用の承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、第8条第1項の規定により利用の承認を受けた者及び前条第1項の規定により利用の変更の承認を受けた者（以下「利用者」と総称する。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認等を取り消し、若しくは変更し、又は利用を中止させることができる。この場合において、利用者に損害が生じててもその責任を負わない。

(1) 偽りその他不正な行為により利用の承認等を受けたとき。

(2) 第8条第3項に規定する条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 災害その他避けることのできない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(ホール等の利用料金)

第12条 芸術文化ホールの施設及び附属設備等（駐車場等を除く。以下「ホール等」という。）の利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。ただし、規則で定める場合は、利用の後に支払うことができる。

2 ホール等の利用料金は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 市長は、指定管理者にホール等の利用料金を指定管理者の収入として収受させるも

のとする。

(駐車場等の利用料金)

第13条 駐車場等の利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の後に直ちに精算し、支払わなければならない。

2 駐車場等の利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 市長は、指定管理者に駐車場等の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、第12条第1項及び前条第1項の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第16条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対し、芸術文化ホールへの入館を拒み、又は退館させることができる。

(特別な設備等の承認)

第17条 利用者は、芸術文化ホールに特別な設備及び装飾を施し、又は特別の設備等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

第18条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に芸術文化ホールを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(販売行為等の禁止)

第19条 芸術文化ホールにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

第20条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第11条の規定により利用の中止を命じられたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長又は指定管理者が利用者に代わってこれを執行することができる。この場合において、これに要した費用は利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第21条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年11月3日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成26年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による利用の承認、別表第1の規定に基づく利用料金の徴収その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

別表第1（第12条関係）

1 ホール施設利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区 分		午前	午後	夜間	1 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
メイン ホール	平日	22,900円	38,600円	52,800円	114,300円
	休日等	32,000円	54,900円	71,100円	158,000円
サブホ ール	平日	7,900円	11,600円	12,700円	32,200円
	休日等	10,400円	15,500円	16,600円	42,500円

備考 「休日等」とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) 加算利用料金

ア 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときの利用料金は、基本利用料金の額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、収益の確保その他これに類する目的（以下「営利目的」という。）のために利用しない場合であって、入場料等がメインホールにあっては3,000円未満、サブホールにあっては1,000円未満であるときは、適用しない。

区 分	1人当たりの入場料等の最高額	割合
メインホール	3,000円以上5,000円未満	150パーセント
	5,000円以上	200パーセント
サブホール	1,000円以上3,000円未満	150パーセント
	3,000円以上	200パーセント

イ 営利目的のために利用するときの利用料金は、基本利用料金の額に250パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、入場料等を徴収する場合であっても、アの規定は適用しない。

(3) 継続に係る利用料金

午前及び午後又は午後及び夜間の区分を継続して利用するときの利用料金（以下「継続に係る利用料金」という。）は、当該利用に係る区分の利用料金の合算額とする。

(4) 1階席のみを利用した公演等の利用料金

メインホールの1階席のみを利用するときの利用料金は、基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に70パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(5) リハーサル、準備等のために利用するときの利用料金

利用目的の主とする利用日以外に、リハーサル、準備、撤収作業等として、メインホール及びサブホールを利用するときの利用料金は、基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に50パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(6) 練習のために利用するときの利用料金

練習を目的として、利用日29日前から前日までにメインホール及びサブホールの利用の申込みがあったときの利用料金は、基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に30パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(7) 延長等に係る利用料金

第6条第3項の規定により開館時間を同条第1項に規定する開館時間を超えて変更したときの当該変更に係るホール等の利用料金（以下「延長等に係る利用料金」という。）は、1時間につき、当該利用に係る1日の基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に10パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、利用者が利用の承認を受けた時間に1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とみなす。

(8) 利用料金の端数処理

第4号から前号までの規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(9) 休館日を臨時に開館日としたときの利用料金

第7条第2項の規定により休館日を臨時に変更し、開館日とした場合、当該利用に係る利用料金は、休日等の区分の利用料金とする。

2 ギャラリー施設利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区 分	午前9時から午後10時まで
ギャラリー	19,000円

(2) 加算利用料金

ア 入場料等を徴収するときの利用料金は、基本利用料金の額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

1人当たりの入場料等の最高額	割合
1,000円未満	150パーセント
1,000円以上	200パーセント

イ 利用者が、営利目的のために利用するときの利用料金は、前項第2号イの規定を準用する。

(3) 半面のみを利用する場合の利用料金

ギャラリーの半面のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に50パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(4) 延長等に係る利用料金

延長等に係る利用料金については、前項第7号の規定を準用する。

(5) 利用料金の端数処理

前2号の規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 楽屋施設利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区分	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
楽屋1	500円	700円	800円	2,000円
楽屋2	500円	700円	800円	2,000円
楽屋3	800円	1,000円	1,100円	2,900円
楽屋4	800円	1,000円	1,100円	2,900円
楽屋5	2,100円	2,700円	2,900円	7,700円
楽屋6	500円	700円	800円	2,000円
楽屋7	900円	1,200円	1,300円	3,400円

(2) 継続に係る利用料金

継続に係る利用料金については、第1項第3号の規定を準用する。

(3) 延長等に係る利用料金

延長等に係る利用料金については、第1項第7号の規定を準用する。

(4) 利用料金の端数処理

前号の規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4 マルチスペース施設利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区分	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
マルチスペース	3,800円	5,400円	6,400円	15,600円

(2) 加算利用料金

利用者が、営利目的のために利用するときの利用料金は、基本利用料金の額に250パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(3) 片面のみを利用する場合の利用料金

マルチスペースの片面のみを利用する場合の利用料金は、第2項第3号の規定を準用する。この場合において、同号中「ギャラリー」とあるのは、「マルチスペース」と読み替えるものとする。

(4) 継続に係る利用料金

継続に係る利用料金については、第1項第3号の規定を準用する。

(5) 延長等に係る利用料金

延長等に係る利用料金については、第1項第7号の規定を準用する。

(6) 利用料金の端数処理

前号の規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5 附属設備及び備品利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

種別	単位	利用料金
舞台関係設備及び備品	1日、各品目の単位（1式、1台、1枚等の単位をいう。以下同じ。）につき	30,000円
照明関係設備及び備品	1日、各品目の単位につき	90,000円

音響関係設備及び備品	1 日、各品目の単位につき	1 5, 0 0 0 円
映写設備及び備品	1 日、各品目の単位につき	3 6, 0 0 0 円
楽器	1 日、各品目の単位につき	3 0, 0 0 0 円
展示関係設備及び備品	1 日、各品目の単位につき	2, 0 0 0 円
その他設備及び備品	1 日、各品目の単位につき	1, 0 0 0 円

(2) 延長等に係る利用料金

延長等に係る利用料金については、第 1 項第 7 号の規定を準用する。

別表第 2（第 1 3 条関係）

駐車場等利用料金の上限額

区分		金額	1 日 1 回の上限
駐車場	普通車	3 0 分までごとに 2 0 0 円	1, 0 0 0 円
	二輪自動車及び	2 4 0 分までごとに 1 0 0 円	3 0 0 円
	原動機付自転車		
駐輪場	自転車	3 6 0 分までごとに 1 0 0 円	2 0 0 円

備考

- 1 入出場可能時間内に駐車場等から自動車、自転車等を出場させていないため
1 回の駐車時間が 2 日以上にわたるときの駐車場等の利用料金は、次に掲げる額
を合計した額とする。
 - (1) 入出場可能時間内の駐車場等の利用料金を 1 日ごとに算定した額
 - (2) 入出場可能時間を超過するごとに、駐車場においては、普通車 1, 0 0 0 円、
二輪自動車及び原動機付自転車 3 0 0 円、駐輪場においては 2 0 0 円
- 2 この表において、「普通車」とは、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）
第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、二輪自動車又
は乗車定員 1 1 人以上の自動車でないものをいう。